

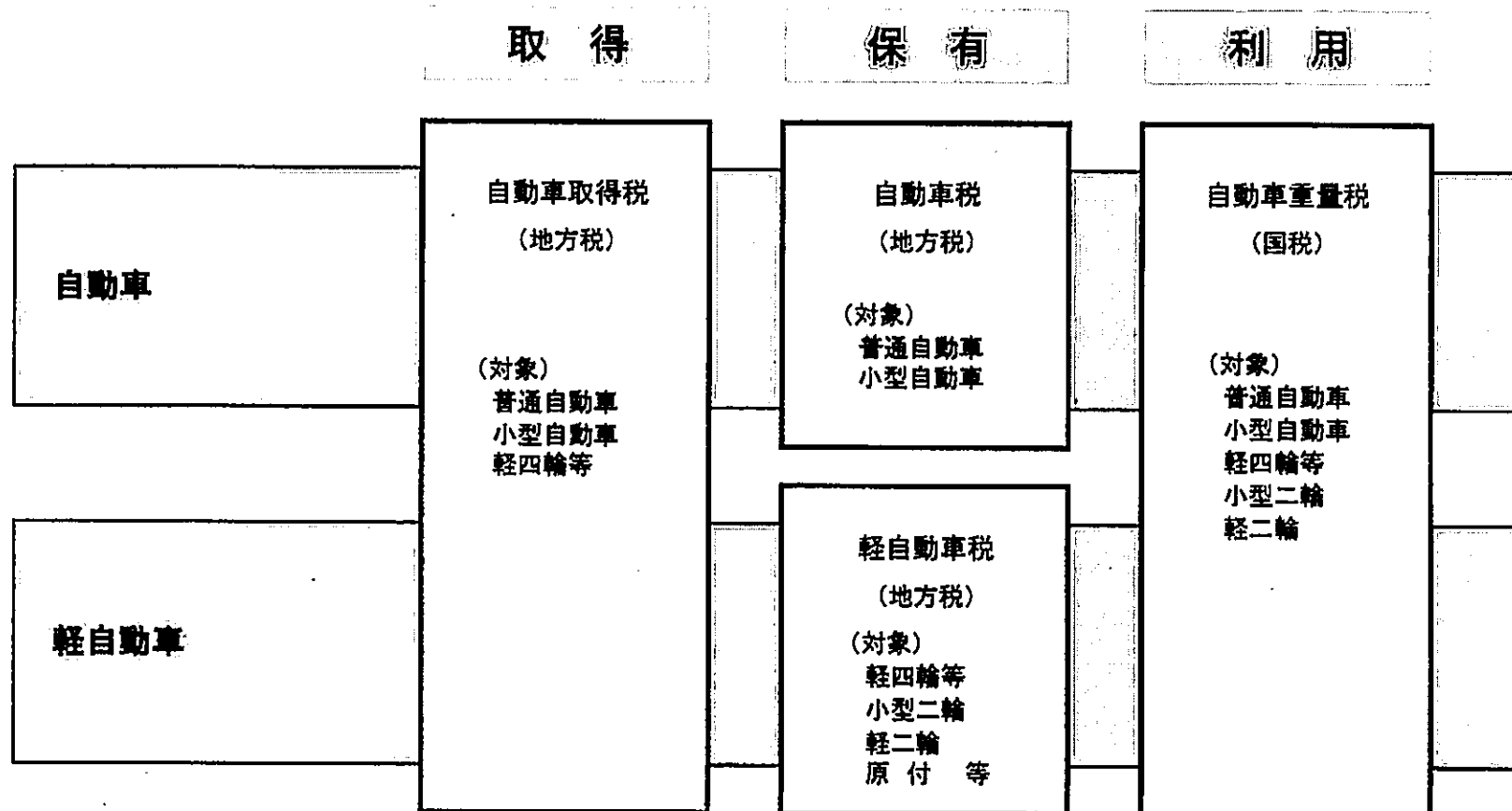
車体課税関係 地方財政審議会御説明資料

- | | |
|-----------------------|-----------------|
| 1. 概要・現行制度 | p. 1～p.13 |
| 2. 平成28年度税制改正 | p.14～p.21 |
| 3. 自動車関係税制のあり方に関する検討会 | p.22～p.25 |

平成28年7月22日(金)
総務省自治税務局自動車税制企画室

1. 概要・現行制度

車体課税の概要



車体関係税収の推移

(単位:億円)

年度	地方分計(A+B+C+D)			自動車取得税収(A)		自動車 税収(B)	軽自動車 税収(C)	自動車 重量譲与 税収(D)	<参考> 自動車 重量税収 (国分)
		うち 都道府県分計 (A-A'+B)	うち 市町村分計 (A'+C+D)		うち自動車 取得税交付金 (A')				
16	26,852	18,470	8,382	4,509	3,170	17,131	1,459	3,753	7,488
17	27,353	18,889	8,464	4,528	3,167	17,528	1,515	3,782	7,574
18	27,119	18,574	8,545	4,570	3,251	17,255	1,573	3,721	7,350
19	26,748	18,461	8,287	4,247	2,960	17,174	1,636	3,691	7,399
20	25,782	17,868	7,914	3,663	2,603	16,808	1,687	3,624	7,170
	▲5,962億円			▲3,495億円		▲1,353億円			
21	23,863	17,269	6,594	2,310 (エコカー減税創設)	1,585	16,544	1,739	3,270	6,351
22	22,928	16,689	6,239	1,916	1,382	16,155	1,776	3,081 (譲与率の引上げ)	4,465
23	22,534	16,497	6,037	1,678	1,153	15,972	1,804	3,080	4,478
24	22,613	16,500	6,113	2,104 (エコカー減税継続)	1,464	15,860	1,843	2,806	3,969
25	22,211	16,304	5,907	1,934	1,374	15,744	1,892	2,641	3,814
26	20,919	15,797	5,122	863 (税率引下げ、エコカー減税拡充)	628	15,562	1,951	2,543	3,728
27	21,440	15,826 ※	5,614 ※	1,373 (エコカー減税継続)	975 ※	15,428	1,997	2,642	3,849
28	21,391	15,540	5,851	1,075	783	15,248	2,442	2,626	3,850

(備考)平成26年度までは決算額、平成27年度は決算見込額、平成28年度は地方財政計画計上額(自動車重量税は予算額)である。

※ 平成27年度の自動車取得税交付金については、自動車取得税収の決算見込額を基に一定の前提を置いた上で機械的に試算したもの

自動車取得税の概要

項 目	内 容	
1. 課税団体	都道府県	
2 課税客体	自動車の取得(二輪の自動車及び特殊自動車を除く)	
3. 納税義務者	自動車の取得者	
4. 課税標準	自動車の取得価額	【課税標準及び税率の特例】 ○エコカー減税 環境性能に応じて、税率を軽減する措置(新車に限る) (非課税、税率80%～20%軽減) ○中古車特例 環境性能に応じて、課税標準から5～45万円を控除する措置 ※その他バリアフリー自動車や先進安全装置を備えたバス・トラックについての課税標準の特例等あり
5. 税 率	自家用自動車(軽自動車を除く) 3% 営業用自動車及び軽自動車 2% (当分の間の措置 本則は3%)	
6. 免 税 点	50万円(平成30年3月31日までの措置 本則は15万円)	
7. 徴収方法	申告納付	
8. 交 付 金	都道府県に納付された税額の100分の95のうち、10分の7を市区町村に交付 (更に政令指定都市には、国・県道管理分として、政令市特例分を交付)	
9. 税 収	1, 075億円(平成28年度地財計画額)	
10. 沿 革	昭和43年 都道府県及び市町村の道路に関する費用に充てるため、目的税として創設(税率3%) 昭和49年 自家用自動車(軽自動車を除く)に特例税率(いわゆる暫定税率)を導入(3%→5%) 平成21年 道路特定財源の一般財源化に伴い、目的税から普通税に改め、使途制限を廃止 平成22年 これまでの10年間の暫定税率は廃止した上で、当分の間、5%の税率水準を維持 平成26年 消費税率8%引上げに伴う当分の間税率の見直し(自家用5%→3%、営業用及び軽自動車3%→2%)	

自動車取得税におけるエコカー減税の変遷

エコカー減税とは、一定の排出ガス性能を備えた自動車（新車に限る）について、燃費性能に応じて自動車取得税の税率の軽減措置を講じるもの。

乗用車

【平成21年度～23年度】

【平成24年度～26年度】

【平成27～28年度】

区 分		軽減率 (対象率)
電気自動車、燃料電池車、 プラグインハイブリッド車、 天然ガス車(★★★★)、 クリーンディーゼル乗用車 (ポスト新長期規制適合)、 ハイブリッド車(★★★★かつ H22年度燃費基準+25%達成)		非課税 [H21 9.9% H22 10.8% H23 15.1%
ガソリン車	★★★★かつ H22年度燃費基準 +25%達成	75%軽減 [H21 29.2% H22 39.5% H23 50.6%
	★★★★かつ H22年度燃費基準 +15%達成	50%軽減 [H21 26.0% H22 26.5% H23 16.3%

対象率合計
H21 65.1%
H22 76.7%
H23 81.9%

区 分		【H24～25】 軽減率 (対象率)	【H26】 軽減率 (対象率)
電気自動車、燃料電池車、 プラグインハイブリッド車、 天然ガス車(ポスト新長期規制から NOx10%低減)、 クリーンディーゼル乗用車 (ポスト新長期規制適合)		非課税 [H24 35.4% H25 53.7%	非課税 (65.7%)
ハイブリッド車	★★★★かつH27年度燃 費基準+20%達成 (H22 燃費基準+50%達成)		
	★★★★かつH27年度燃 費基準+10%達成 (H22 燃費基準+38%達成)	75%軽減 [H24 9.5% H25 10.1%	80%軽減 (8.5%)
	★★★★かつH27年度燃 費基準達成 (H22燃費基 準+25%達成)	50%軽減 [H24 29.0% H25 18.6%	60%軽減 (13.1%)

対象率合計
H24 73.9%
H25 82.5%
H26 87.3%

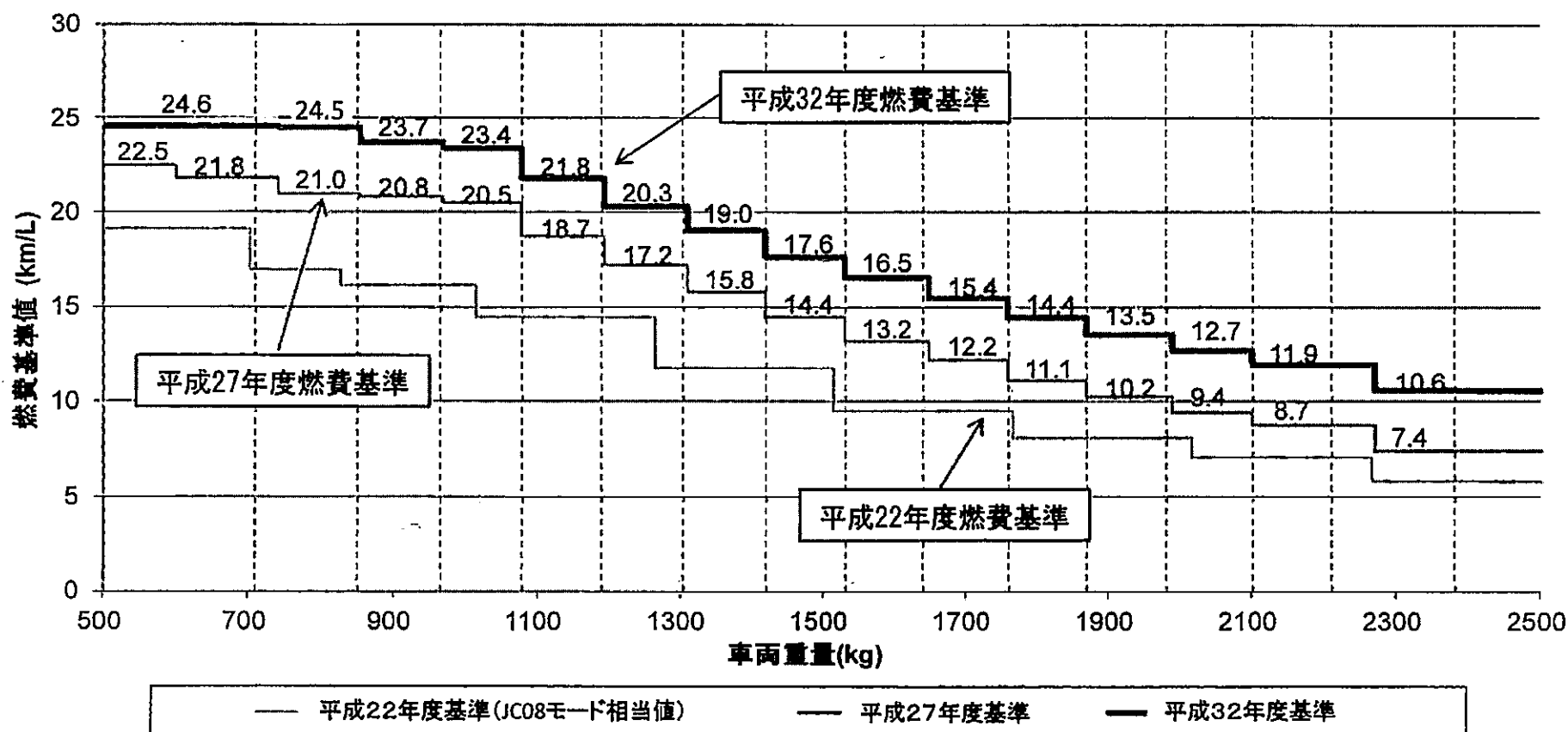
区 分		軽減率
電気自動車、燃料電池車、 プラグインハイブリッド車、 天然ガス車(ポスト新長期規制から NOx10%低減)、 クリーンディーゼル乗用車 (ポスト新長期規制適合)		非課税
ハイブリッド車	★★★★かつ H32年度燃費基準+20% 達成	
	★★★★かつ H32年度燃費基準+10% 達成	80% 軽減
	★★★★かつ H32年度燃費基準達成	60% 軽減
	★★★★かつ H27年度燃費基準+10% 達成	40% 軽減
	★★★★かつ H27年度燃費基準+5% 達成	20% 軽減

- 注1 ★★★★★：平成17年排出ガス基準75%低減達成。
 2 ポスト新長期規制：ディーゼル車等において、平成21年以降に適用される排出ガス規制。
 3 平成24年度以降の「H22年度燃費基準」については、JC08モード燃費値を算定していない自動車の場合に限り適用。
 4 対象率は自動車工業会「自動車重量税・自動車取得税の免税措置対象台数（販売）」をもとに作成（登録車及び軽自動車のみ）

燃費基準の考え方

- 自動車からのCO2排出量は、我が国全体の排出量の約15%を占めており、地球温暖化対策を推進するため、自動車からのCO2排出量を削減することが重要な課題。
- 自動車のエネルギー消費効率（燃費）を改善させるため、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」（昭和54年法律第49号）において、自動車をエネルギー消費効率の向上を図ることが特に必要な「特定エネルギー消費機器」として位置づけ、その燃費基準を設定。
- 燃費基準を未達成の製造事業者等には、勧告、公表、命令、罰金の措置がとられる。

乗用車燃費基準値



自動車税の概要

項 目	内 容
1. 課税団体	都道府県
2. 課税客体	自動車(二輪の小型自動車、軽自動車及び特殊自動車を除く)
3. 納税義務者	自動車の所有者
4. 賦課期日	4月1日
5. 税 率	<標準税率> 自動車の種別、排気量等ごとに設定 【例】自家用乗用車(1,500cc超2,000cc以下) 39,500円 <制限税率> 標準税率の1.5倍 【税率の特例】 ○グリーン化特例(平成13年度創設) 環境性能の優れた自動車の税率を軽減し、新車新規登録から一定年数を経過した自動車の税率を重くする措置
6. 納 期	5月中において、都道府県の条例で定める。
7. 徴収方法	普通徴収(月割課税分は証紙徴収)
8. 税 収	1兆5,248億円(平成28年度地財計画額)
9. 沿 革	昭和25年 創設 昭和33年 課税客体から軽自動車を除外(軽自動車税の創設) 昭和54年 普通乗用車の税率区分の変更(軸距→排気量) ※昭和28年以降、11回の標準税率の改正あり(最終改正:平成元年度)

自動車税の税率表

区 分		営 業 用		自 家 用					
乗用車	総排気量 1,000cc以下		7,500円		29,500円				
	1,000cc超 1,500cc以下		8,500円		34,500円				
	1,500cc超 2,000cc以下		9,500円		39,500円				
	2,000cc超 2,500cc以下		13,800円		45,000円				
	2,500cc超 3,000cc以下		15,700円		51,000円				
	3,000cc超 3,500cc以下		17,900円		58,000円				
	3,500cc超 4,000cc以下		20,500円		66,500円				
	4,000cc超 4,500cc以下		23,600円		76,500円				
	4,500cc超 6,000cc以下		27,200円		88,000円				
6,000cc超		40,700円		111,000円					
貨物車	トラック	最大積載量 1 t 以下		6,500円		8,000円			
		1 t 超 2 t 以下		9,000円		11,500円			
		2 t 超 3 t 以下		12,000円		16,000円			
		3 t 超 4 t 以下		15,000円		20,500円			
		4 t 超 5 t 以下		18,500円		25,500円			
		5 t 超 6 t 以下		22,000円		30,000円			
		6 t 超 7 t 以下		25,500円		35,000円			
		7 t 超 8 t 以下		29,500円		40,500円			
		8 t 超(加算額)		4,700円		6,300円			
	けん引車	小型		7,500円		10,200円			
普通		15,100円		20,600円					
被けん引車	小型		3,900円		5,300円				
	普通(最大積載量 8 t 以下)		7,500円		10,200円				
	普通(最大積載量 8 t 超加算額)		3,800円		5,100円				
貨客兼用加算額 1,000cc以下		3,700円		5,200円					
1,000cc超 1,500cc以下		4,700円		6,300円					
1,500cc超		6,300円		8,000円					
バス	乗車定員	30人以下		一般乗合用 12,000円		一般乗合用以外 26,500円		33,000円	
		30人超 40人以下		14,500円		32,000円		41,000円	
		40人超 50人以下		17,500円		38,000円		49,000円	
		50人超 60人以下		20,000円		44,000円		57,000円	
		60人超 70人以下		22,500円		50,500円		65,500円	
		70人超 80人以下		25,500円		57,000円		74,000円	
		80人超		29,000円		64,000円		83,000円	
三輪の小型自動車		4,500円				6,000円			

(注1) 営業用：道路運送法第2条第2項に規定する旅客自動車運送事業及び貨物自動車運送事業の用に供する自動車
 自家用：営業用の自動車以外のすべての自動車

(注2) 上記に掲げる区分により難いものについては、都道府県の条例により自動車の諸元(用途、総排気量等)によって区分を設けて税率を定めることができる。

(注3) 積雪により、通常、一定期間運行できない地域に主たる定置場を有する自動車については、一定割合(10分の3を限度)が軽減される。

(注4) 電気自動車である乗用車に係る税率については、総排気量1,000cc以下の区分の税率によることが適当であるとしている。

軽自動車税の概要

項 目	内 容
1. 課税団体	市区町村
2. 課税客体	軽自動車、二輪の小型自動車、原動機付自転車、小型特殊自動車
3. 納税義務者	軽自動車等の所有者
4. 賦課期日	4月1日
5. 税 率	<標準税率> 軽自動車等の種別、排気量等ごとに設定 (例)・軽自動車(四輪以上のもの)のうち、自家用乗用車 10,800円 ・原動機付自転車のうち、二輪のもので総排気量が50cc以下のもの 2,000円 <制限税率> 標準税率の1.5倍 【税率の特例】 ○経年車重課(平成26年度創設) 三輪以上の軽自動車のうち、最初の新規検査から一定年数を経過した軽自動車の税率を重くする措置 ○グリーン化特例(軽課)(平成27年度創設) 三輪以上の軽自動車のうち、環境性能の優れた軽自動車の税率を軽減する措置
6. 納 期	4月中において、市区町村の条例で定める。
7. 徴収方法	普通徴収
8. 税 収	2,442億円(平成28年度地財計画額)
9. 沿 革	昭和33年 創設 昭和38年 小型特殊自動車区分の創設 昭和60年 ミニカー区分の創設 ※昭和36年以降、6回の標準税率の改正あり(最終改正:平成26年度)

軽自動車税の税率表

区 分			標準税率	
四輪等	軽自動車 <660cc以下> 及び 小型特殊自動車	四輪以上のもの 乗用のもの 貨物用のもの	自家用 10,800円 (7,200円) 5,000円 (4,000円)	営業用 6,900円 (5,500円) 3,800円 (3,000円)
		三輪のもの	3,900円 (3,100円)	
二輪等 (ミニカーを含む)	二輪の小型自動車 <250cc超>		6,000円	
	二輪の軽自動車(側車付きのものを含む) <125cc超250cc以下>		3,600円	
	原動機付自転車 <125cc以下>	ミニカー(三輪以上のもので、総排気量20cc超のもの又は定格出力0.25kw超のもので一定のもの)	3,700円	
		二輪のもので、総排気量90cc超のもの又は定格出力0.8kw超のもの	2,400円	
		二輪のもので、総排気量50cc超90cc以下のもの又は定格出力0.6kw超0.8kw以下のもの	2,000円	
		総排気量50cc以下のもの又は定格出力0.6kw以下のもの (ミニカーを除く)	2,000円	

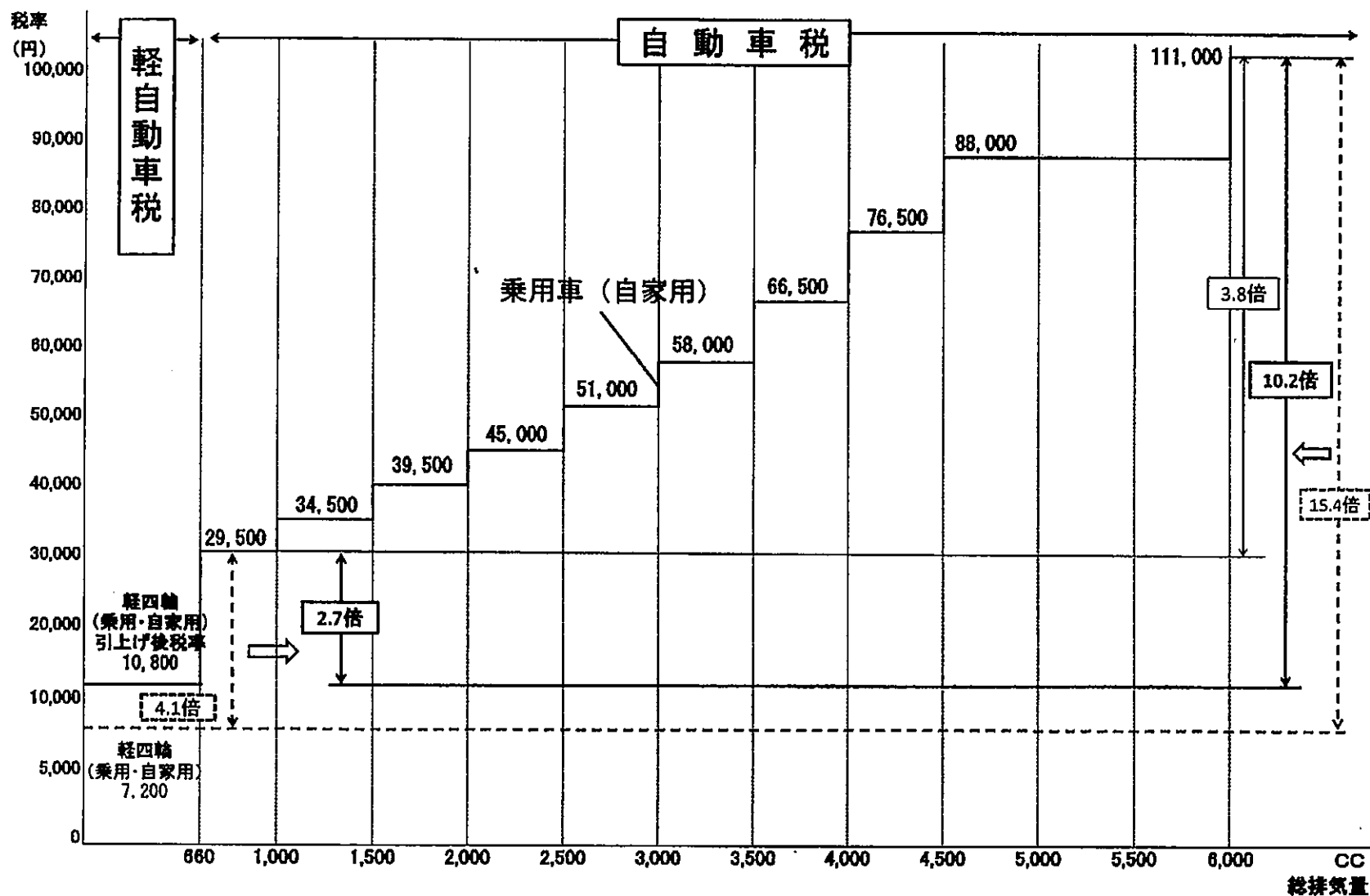
(注1) 営業用: 道路運送法第2条第2項に規定する旅客自動車運送事業及び貨物自動車運送事業の用に供する軽自動車

自家用: 営業用の自動車以外のすべての軽自動車

(注2) 平成27年3月31日以前に初めて車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車については、()内の標準税率が適用される。

(注3) 上記に掲げる区分により難いものについては、市区町村の条例により軽自動車の諸元(用途、総排気量等)によって区分を設けて税率を定めることができる。

乗用の自動車及び軽自動車の総排気量段階別標準税率



自動車税・軽自動車税におけるグリーン化特例（軽課）の変遷（H21年度～）

グリーン化特例（軽課）とは、一定の排出ガス性能を備えた自動車について、新車に係る翌年度の自動車税・軽自動車税の税率を燃費性能に応じて軽減するもの。

	H21		H22	H23	H24	H25	H26	H27		H28	
グリーン化 特例 (自動車税)	電気自動車等 平成22年度燃費基準 +25%達成	50% 軽減	電気自動車等 ※プラグインハイブリッド車追加 平成22年度燃費基準 +25%達成 (平成27年度燃費基準達成と同レベル)	50% 軽減	電気自動車等 平成27年度燃費基準 +10%達成	50% 軽減	電気自動車等 ※クリーンディーゼル乗用車追加 平成27年度燃費基準 +20%達成 (平成32年度燃費基準達成)	75% 軽減	電気自動車等 平成32年度燃費基準 +10%達成	75% 軽減	
	平成22年度燃費基準 +15%達成	25% 軽減			平成27年度燃費基準 達成	25% 軽減	平成27年度燃費基準 +20%達成 (平成32年度燃費基準未達成) 平成27年度燃費基準 +10%達成	50% 軽減	平成27年度燃費基準 +20%達成	50% 軽減	
グリーン化 特例 (軽自動車税)	H21		H22	H23	H24	H25	H26	H27		H28	
							電気自動車 天然ガス車	75% 軽減	同左		
							平成32年度燃費基準 +20%達成	50% 軽減			
							平成32年度燃費基準 達成	25% 軽減			

※電気自動車等を除き、いずれも平成17年排出ガス基準75%以上低減達成車(★★★★)に限る。

現行の自動車税・軽自動車税における重課制度（概要）

【自動車税】

対象期間：H28.4.1～H29.3.31

重課年度：H29年度（対象車に該当することとなった翌年度から毎年度）

対 象 車	内 容
新車新規登録から11年を超えているディーゼル車	税率より概ね15%重課
新車新規登録から13年を超えているガソリン車（又はLPG車）	

注：1 電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ガソリンハイブリッド自動車、一般乗合用バス及び被けん引車は除外。

2 バス（一般乗合用を除く）及びトラック（被けん引車を除く）については、現行の重課割合（概ね10%重課）のまま据え置き。

【軽自動車税】

重課年度：H28年度分以降

対 象 車	内 容
最初の新規検査から13年を超えている三輪以上の軽自動車	税率より概ね20%重課

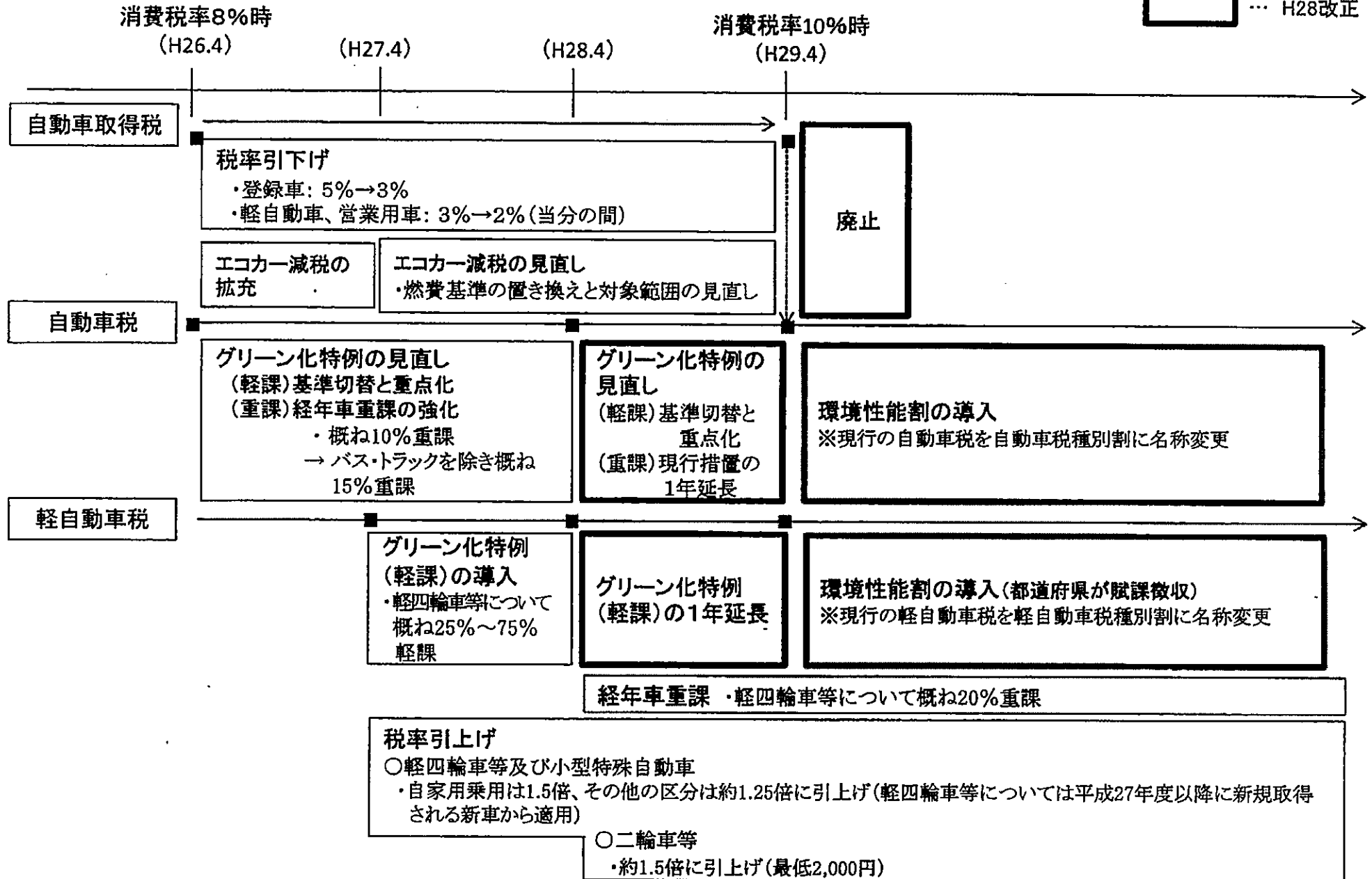
注：1 電気軽自動車、天然ガス軽自動車、メタノール軽自動車、混合メタノール軽自動車、ガソリンハイブリッド軽自動車及び被けん引車は除外。

2 平成28年度に重課の対象となるのは、平成14年以前に初回車両番号指定を受けた車両（自動車検査証の様式変更が行われた平成15年10月14日前に初めて車両番号の指定を受けた軽四輪車等については、初度検査の「月」の把握ができないため、初めて車両番号の指定を受けた年の12月から起算して13年を経過した軽四輪車等を重課の対象としている。）

2. 平成28年度税制改正

車体課税見直しのスケジュール

... H28改正



(注)平成29年度以後の自動車税及び軽自動車税のグリーン化特例(軽課)については、環境性能割を補完する制度であることを明確化した上で、平成29年度税制改正において具体的な結論を得る。

平成28年度与党税制改正大綱（抄）

平成27年12月16日
自由民主党・公明党

第一 平成28年度税制改正の基本的考え方

5 車体課税の見直し

自動車取得税については、平成26年度与党税制改正大綱等を踏まえ、消費税率10%への引上げ時である平成29年4月1日に廃止するとともに、自動車税及び軽自動車税において、自動車取得税のグリーン化機能を維持・強化する環境性能割をそれぞれ平成29年4月1日から導入する。

環境性能割においては、税率区分として平成32年度燃費基準を用いるとともに、平成27年度燃費基準も一部用いることとし、自動車の消費を喚起するとともに、自動車取得税の廃止と環境性能割の導入を通じた負担の軽減を図る。環境性能割の税率区分については、技術開発の動向や地方財政への影響等を踏まえ、2年毎に見直しを行う。

平成27年度末で期限切れを迎える自動車税のグリーン化特例（軽課）については、基準の切り替えと重点化を行った上で1年間延長する。また、同じく平成27年度末で期限切れを迎える軽自動車税のグリーン化特例（軽課）については、1年間延長する。なお、環境性能割を導入する平成29年度以後の自動車税及び軽自動車税のグリーン化特例（軽課）については、環境性能割を補完する制度であることを明確化した上で、平成29年度税制改正において具体的な結論を得る。

自動車重量税に係るエコカー減税の見直しについては、燃費水準が年々向上していることを踏まえ、燃費性能がより優れた自動車の普及を継続的に促す構造を確立する観点から、平成27年度与党税制改正大綱に沿って検討を行い、平成29年度税制改正において具体的な結論を得る。その際、累次の与党税制改正大綱に則り、原因者負担・受益者負担としての性格等を踏まえる。

なお、消費税率10%への引上げの前後における駆け込み需要及び反動減の動向、自動車をめぐるグローバルな環境、登録車と軽自動車との課税のバランス、自動車に係る行政サービス等を踏まえ、簡素化、自動車ユーザーの負担の軽減、グリーン化を図る観点から、平成29年度税制改正において、安定的な財源を確保し、地方財政に影響を与えないよう配慮しつつ、自動車の保有に係る税負担の軽減に関し総合的な検討を行い、必要な措置を講ずる。

自動車税・軽自動車税における環境性能割の税率等について

乗用車（自家用）

区 分		登録車 の税率	軽自動車 の税率
電気自動車、燃料電池車、 プラグインハイブリッド車、 天然ガス車 (ポスト新長期規制からNOx10%低減)、 クリーンディーゼル乗用車 (ポスト新長期規制適合)		非課税	非課税
ガソリン車 ガソリンハイ ブリッド車	★★★★かつ H32基準+10%達成		
	★★★★かつ H32基準達成	1.0%	1.0%
	★★★★かつ H27基準+10%達成	2.0%	2.0%
上記以外の車		3.0%	2.0%

注) ★★★★★：平成17年排出ガス基準75%低減達成。

トラック・バス (営業用)

【重量車】(車両総重量3.5t超)

区 分			税率
排出ガス要件		燃費要件	
電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリッド車、天然ガス車(ポスト新長期規制からNOx10%低減)			非課税
ディーゼルハイブリッド車 ディーゼル車	H28規制適合	H27基準+10%達成	
	ポスト新長期規制 NOx・PM10%低減	H27基準+10%達成	
	ポスト新長期規制適合	H27基準+15%達成	
	H28規制適合	H27基準+5%達成	
	ポスト新長期規制 NOx・PM10%低減	H27基準+5%達成	
	ポスト新長期規制適合	H27基準+10%達成	
	H28規制適合	H27基準達成	
	ポスト新長期規制 NOx・PM10%低減	H27基準達成	
	ポスト新長期規制適合	H27基準+5%達成	
上記以外の車			2.0%

【中量車】 【軽量車】

重量車の場合と同様の考え方にに基づき、排出ガス・燃費(平成27年度燃費基準)の各要件を満たすものについて、要件の達成割合に応じて税率が決定。

中古車に係る環境性能割について

- 環境性能割については、新車・中古車を問わず対象とする。
新車と同様に、環境性能に応じて決定される税率が適用される方式とし、非課税区分を新たに創設。
- 免税点は、50万円。(現行の自動車取得税と同様。現在中古車の約9割が非課税)

環境性能割

区分	税率
電気自動車等 H32基準+10%	非課税
H32基準達成	1.0%
H27基準+10%	2.0%
上記以外の車	3.0%※

【非課税となる車】

トヨタ プリウス、アクア

日産 リーフ

ホンダ フィット(HV)

マツダ デミオ(クリーンディーゼル)

三菱 アウトランダー(PHV)

等



※軽自動車は、2%

注)電気自動車等とは、
電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリッド車、
天然ガス車(ポスト新長期規制からNOx10%低減)、
クリーンディーゼル乗用車(ポスト新長期規制適合)をいう。

<参考>

現行の自動車取得税における中古車の特例

区分	取得価額からの 控除額
電気自動車等 H32基準+20%	45万円控除
H32基準+10%	35万円控除
H32基準達成	25万円控除
H27基準+10%	15万円控除
H27基準+5%	5万円控除
上記以外の車	控除額なし

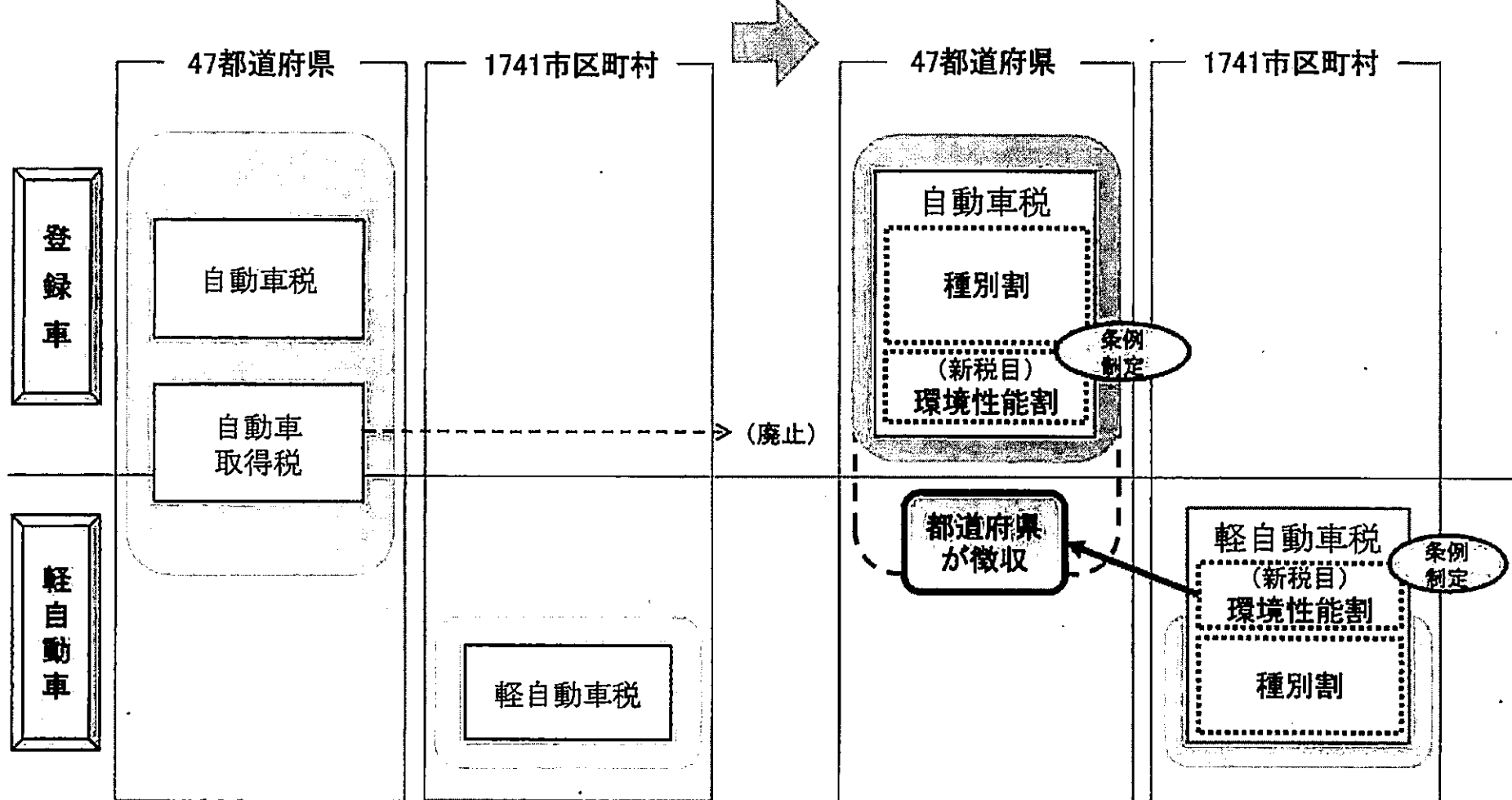
※税率:登録車3%
軽自動車2%

環境性能割の税目における位置づけ

◆現行制度◆

自動車税及び軽自動車税
に環境性能割を導入

◆平成29年4月～◆

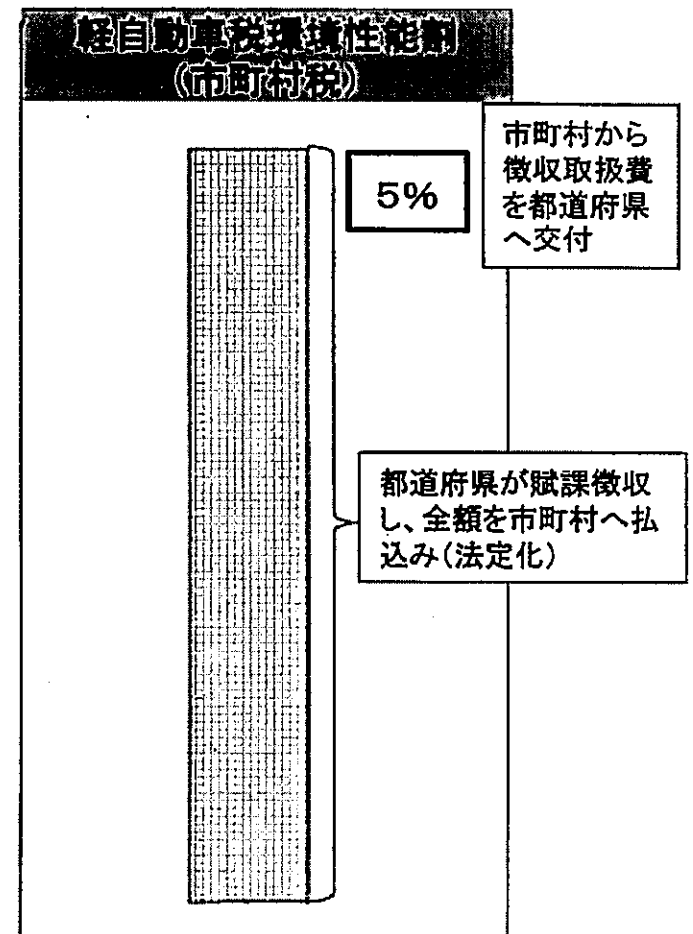
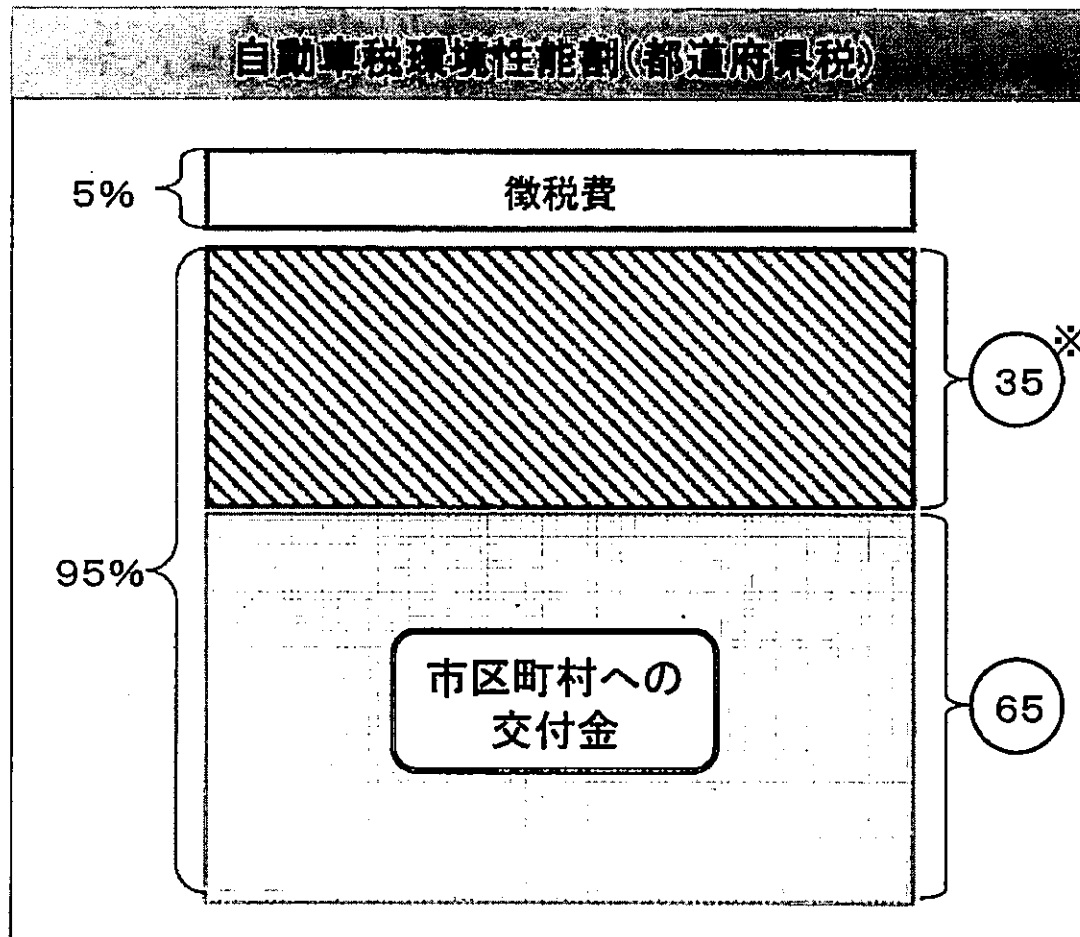


自動車税環境性能割の交付金制度等について

- 自動車税環境性能割のうち徴税费(税込の5%)を除いた額の65%を都道府県から市区町村へ交付する制度を設ける。
- 交付金の交付基準については、市町村道の延長及び面積等によることとし、年3回交付する。

 : 都道府県分

 : 市区町村分



※35%のうち、一部を政令指定都市へ上乗せして交付する(国・県道管理分)

自動車税・軽自動車税におけるグリーン化特例（軽課）の見直し

〔改正前〕

〔改正後〕

【登録車】 取得期間：H26.4.1～H28.3.31
軽課年度：H27、28年度（取得の翌年度分のみ）

取得期間：H28.4.1～H29.3.31
軽課年度：H29年度（取得の翌年度分のみ）

区 分	税 率
電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリッド車、天然ガス自動車（ポスト新長期規制からNOx10%低減）、クリーンディーゼル乗用車（ポスト新長期規制適合）	税率を概ね75%軽減
★★★★かつH27年度燃費基準+20%達成（H32年度燃費基準達成）	
★★★★かつH27年度燃費基準+20%達成（H32年度燃費基準未達成）	税率を概ね50%軽減
★★★★かつH27年度燃費基準+10%達成	

区 分	税 率
電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリッド車、天然ガス自動車（ポスト新長期規制からNOx10%低減）、クリーンディーゼル乗用車（ポスト新長期規制適合）	税率を概ね75%軽減
★★★★かつH32年度燃費基準+10%達成	
★★★★かつH27年度燃費基準+20%達成	税率を概ね50%軽減

※重課 登録車のうち、新車新規登録から11年を超えているディーゼル車、13年を超えているガソリン車（又はLPG車）への自動車税の重課（15%）措置についても、1年間延長する（対象期間：H28.4.1～H29.3.31、重課年度：H29年度（対象車に該当することとなった翌年度から毎年度））。

【軽自動車】 取得期間：H27.4.1～H28.3.31
※軽貨物車を除く。 軽課年度：H28年度（取得の翌年度分のみ）

取得期間：H28.4.1～H29.3.31
軽課年度：H29年度（取得の翌年度分のみ）

区 分	税 率
電気自動車、天然ガス自動車（ポスト新長期規制からNOx10%低減）	税率を概ね75%軽減
★★★★かつH32年度燃費基準+20%達成	税率を概ね50%軽減
★★★★かつH32年度燃費基準達成	税率を概ね25%軽減

区 分	税 率
同左	

注）★★★★：平成17年排出ガス基準75%低減達成。

3. 自動車関係税制の あり方に関する検討会

自動車関係税制のあり方に関する検討会 (平成25年)

1. 趣旨

平成25年度与党税制改正大綱において示された自動車関係税制の見直しに関し、地方財政審議会に「自動車関係税制のあり方に関する検討会」を設置し、平成26年度税制改正に向けて、専門的検討を行う。

2. 委員（敬称略）

（地方財政審議会委員）

神野 直彦（会長）、鎌田 司、熊野 順祥、小山 登志雄、中村 玲子

（特別委員）

上村 敏之	関西学院大学経済学部教授
大塚 直	早稲田大学法務研究科教授
柏木 恵	税理士・キヤノングローバル戦略研究所主任研究員
小西 砂千夫	関西学院大学人間福祉学部教授
佐藤 英明	慶應義塾大学法科大学院教授
勢一 智子	西南学院大学法学部教授
諸富 徹	京都大学大学院経済学研究科教授
宗田 友子	東京都主税局総務部長
鈴木 栄	横浜市財政局主税部長

※ 平成25年 5月31日 第1回開催、6月27日 第2回開催、7月12日 第3回開催、
7月26日 第4回開催、8月30日 第5回開催、9月13日 第6回開催、
9月27日 第7回開催、10月4日 第8回開催、10月17日 第9回開催
10月31日 第10回（最終回）開催

自動車関係税制のあり方に関する検討会報告書について(概要)

平成25年11月

- 自動車関係税制の見直しに関し専門的な検討を行うため、総務大臣からの要請に基づき設置された地方財政審議会の検討会(座長:神野直彦 東京大学名誉教授)が、平成25年11月6日に報告書を取りまとめ。
- 報告書は、政府・与党における検討に資するよう、税収を確保しつつ、環境性能等に応じた課税・負担軽減の重点化を図る複数の選択肢を提示し、それらに対する評価を提示。

【環境性能等に応じた課税の制度設計に関する提案】

- 課税のタイミングについて案A～案Cの3例、課税の方法について案1～案3の3例の選択肢を提示。

①課税のタイミング

案A:自動車登録期間全体

案B:取得から最初の継続検査までの3年度間

案C:購入時に初年度特例課税(First Year Rate)を実施 又は
環境性能割を導入

②課税の方法

案1:現在の排気量割に加えて、燃費性能を課税標準として課税

案2:現在の排気量に応じた税額を、燃費に応じ補正して課税

案3:燃費値及び取得価額(一定額の基礎的な控除を導入)をベースとして課税

【その他車体課税における課題(代替税源の確保等)への対応に関する提案】

- 自動車税における営自格差(現状3倍程度)の適正化
- グッド減税・バッド増税の考え方に立った自動車税・軽自動車税重課の強化等
- 軽自動車税の負担水準の適正化 等

【円滑な制度移行のための経過措置等に関する提案】

- 8%段階では、税率引下げではなく、一定の燃費基準を満たしている自動車に対して基礎控除を導入 等

自動車関係税制のあり方に関する検討会 (平成27年)

1. 趣旨

消費税率10%段階の車体課税の見直しについて、平成25年度に地方財政審議会に設置した「自動車関係税制のあり方に関する検討会」において、自動車関係団体からのヒアリングを実施し、平成28年度税制改正に向けた専門的検討を行った。

2. 委員（敬称略）

（地方財政審議会委員） 神野 直彦（会長）、鎌田 司、熊野 順祥、小山 登志雄、中村 玲子

（特別委員） 上村 敏之 関西学院大学経済学部教授
大塚 直 早稲田大学法務研究科教授
柏木 恵 税理士・キャノングローバル戦略研究所主任研究員
小西 砂千夫 関西学院大学大学院経済学研究科・人間福祉学部教授
佐藤 英明 慶應義塾大学法科大学院教授
勢一 智子 西南学院大学法学部教授
諸富 徹 京都大学大学院経済学研究科教授
加藤 隆 東京都主税局税制部長
鈴木 栄 横浜市財政局主税部長

3. 開催実績

■第15回 平成27年10月2日（金） 自動車関係税制のあり方に関する検討会

【ヒアリング団体】日本自動車連盟(JAF)、全国軽自動車協会連合会、日本自動車販売協会連合会、日本中古自動車販売協会連合会、日本自動車輸入組合、日本バス協会

■第16回 平成27年10月7日（水） 自動車関係税制のあり方に関する検討会

【ヒアリング団体】全日本自動車産業労働組合総連合会、全国ハイヤー・タクシー連合会、全日本トラック協会、日本自動車工業会、経済産業省、国土交通省、環境省